



片野裁判長 原告の証人採用申請を認めず

沢田・郷地の両氏必要なしと 川中優子さん 原爆症認定訴訟



藤原弁護士

川中優子さんが「私の病気は原爆が原因だと認めてください」と国を相手に裁判で闘っている「原爆症認定訴訟」の控訴審第3回公判が9月13日行われました。

岡山地裁で開かれたこの日の公判は原告である川中さんが申請していた証人を採用するかどうかの判断を裁判所がおこなうかどうかの決定の日でした。

川中さんの代理人藤原弁護士は「地裁の1審の判決では川中さんは4Kmの地点の被爆であり、放射能の影響はないと断定された。福島原発事故では20Kmが立ち入り禁止であり、内部被曝が問題になっている。いま残留被爆、内部被曝の問題が大きな焦点になっており、この解明が重要であること。沢田、郷地の両氏は被爆の線

量を科学的に解明し、38年間被爆者医療に携わってきた人だ。残留・内部被曝の実相を明らかにするために証人として採用を」と訴えました。

休憩後、片野悟好裁判長は「両氏を証人として採用しない」と明言しました。原告側の「なぜか」の追求にも「必要と認めないからだ。今までの審理（不当な1審）の過程、意見書を読めば充分」と繰り返すのみでした。

終了後の報告集会で藤原弁護士は「負けている側（1審敗訴の川中優子）の言い分を充分聞くのが控訴審だ」と裁判所の決定の不当性を強調しました。



報告集会・サンビーチ9/13

裁判所はまともな議論を



川中優子さん

裁判終了後、傍聴参加者はピーチプラザで報告集会に参加しました。「証人採用を求める1人請願は1400人」「公正判決を求める署名は11000筆」を裁判長に提出した中で決定に参加者は怒りを抑え

られません。「支える会」の松岡会長は「裁判所はまともな議論をやってほしい。このままにしておくわけにはいかない。裁判長に圧力をかけなければ」と話していました。支える会では22日に役員会を開き今後の運動の進め方について議論します。



松岡会長